

令和 4 年 9 月 6 日

豊島区医療的ケア児等支援協議会について

医療的ケア児及びその家族を、身近な地域で支えられるようにするため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取組みや支援について意見交換や情報共有を図ることを目的として、豊島区医療的ケア児等支援協議会を設置する。

協議事項

- (1) 医療的ケア児等への取組みに係る情報共有及び支援について
- (2) 医療的ケア児等への支援に向けた関係機関の連携について
- (3) その他医療的ケア児の支援に向けた必要な事項について

委員

委員名簿のとおり

令和 4 年度スケジュール

- 第一回協議会 令和 4 年 9 月 6 日【会場：豊島区役所 5 階 507～510 会議室】
- 第二回協議会 令和 5 年 2 月頃予定【会場：未定】

<参考>

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】令和 3 年 6 月 18 日公布、9 月 18 日施行
第 1 条 (目的)

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【児童福祉法】

第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。